

農業教科と共通教科の学びの関連性に関する調査研究及び教材開発事業 仕様書

第1 事業名

農業教科と共通教科の学びの関連性に関する調査研究及び教材開発事業

第2 事業目的

大阪府教育庁(以下「大阪府」という。)では、令和8年2月に文部科学省が示した「高校教育改革に関する基本方針(グランドデザイン)」を踏まえ、実業高校における専門的な学びと共通教科の学びを効果的に関連付ける新たな学習支援手法の構築に向けた取組を進める。

実業高校においては、専門教科を25単位以上履修する特色ある教育課程のもと、実習や課題研究等を通じて実践的・専門的な学びを展開している。一方で、専門教科の学習においては、国語、数学、英語、理科、社会等の共通教科において習得する知識・技能が基盤となる場面も多く、専門教科と共通教科との関連性をより明確にすることで、生徒の学びをより深めることが期待される。

また、実業高校では、生徒一人ひとりの学力、興味関心、学習経験(各学科により学習内容が異なる)及び進路希望が多様であることから、それぞれの実態に応じた学びの在り方について検討を進める必要がある。このため、生徒一人ひとりの理解度、学習状況及び進路希望等に応じた個別最適な学びを実現する教材及び学習支援手法の構築が重要となっている。

本事業は、モデル校である大阪府立農芸高等学校(以下「農芸高校」という。)において、農業教科と共通教科の学びの関連性について調査及び分析を行い、両者を相互に関連付けた教材開発及び学習支援手法構築の可能性を検証することを目的とする。

具体的には、農業教科における実習、課題研究等の学習活動を通じて育成される資質・能力と、共通教科において習得する知識・技能等との関係性について調査・分析を行う。その上で、生徒が両者の学びのつながりを理解し、それぞれの学びを結び付けながら学びをさらに深化させることをめざす。また、農芸高校における進路希望及び教育課程の実態を踏まえ、農業教科と共通教科を関連付けるとともに、生徒一人ひとりの理解度、学習状況及び進路希望等に応じた個別最適な学びを実現する教材の試作品を開発し、その有効性について試作・検証を行う。これにより、農業分野における高度な専門性と、それを支える基礎学力の確実な定着を図る。

また、本事業を通じて得られた知見を整理し、農業高校における新たな学びの在り方を検討するとともに、将来的な教材開発及びデジタル技術を活用した学習支援の可能性について検証し、他の実業高校への展開も見据えた基礎資料を整備することを目的とする。

第3 契約期間

契約日から令和9年3月31日まで

第4 委託上限額

総額30,000千円(消費税及び地方消費税を含む)

第5 事業の概要

本事業は、農芸高校をモデル校として、生徒の学習状況、進路希望並びに農業教科の授業及び実習の実態について調査及び分析を行うとともに、農業教科と共通教科の学びの関連性を明らかにし、両者を関連付けた教材及び学習支援手法の開発可能性を検証するものである。

調査にあたっては、授業及び実習の観察、生徒及び教員へのヒアリング、学習成果物の分析その他必要な手法を用いて、農業教科における実践的な学びと共通教科において習得する知識・技能との結び付きについて整理・分析する。

これらの結果を踏まえ、生徒一人ひとりの理解度、興味関心、学習経験及び進路希望等の実態に応じて、農業教科と共通教科の学びを関連付けた教材及び学習支援手法の試作品を作成するものとする。なお、試作品については、試行的な活用を通じて有効性を検証し、その結果を反映しながら段階的に改善を行うものとする。

さらに、本事業を通じて得られた知見を整理・蓄積し、今後の教材開発、特にデジタル技術を活用した学習支援システム(以下「学習システム」)の開発可能性を検証するとともに、他の実業高校への展開も見据えた基礎資料として取りまとめるものとする。

(1)用語の定義

本仕様書に使用する用語の定義は以下のとおりとする。

①共通教科

高等学校学習指導要領に定める教科のうち、主として大学入試共通テストの出題対象となる国語、地理、歴史、公民、数学、理科、外国語及び情報に関する教科・科目をいう。

②農業教科

高等学校学習指導要領に定める農業に関する教科及び科目
主な科目として、「農業と環境」「農業経営」「植物バイオテクノロジー」等

③教材

紙媒体教材、動画、画像、学習システムその他本事業において開発、試作又は提供する学習支援に係る成果物をいう。

④学習支援手法

本事業において、生徒一人ひとりの理解度、学習状況、進路希望等に応じて学習を支援するための方法、指導の進め方、教材の活用方法その他の取組をいう。

第6 業務内容

I.農業教科と共通教科の関連性に関する調査研究

(1)授業及び実習に関する調査

受託者は、農業教科及び共通教科の授業並びに実習等を観察し、学習内容及び学習活動の実態を把握すること。また、農業教科と共通教科との接続可能性について分析を行うとともに、教材開発及び学習支援手法構築に活用できる事項について整理すること。

(2)生徒の学習実態等に関する調査

受託者は、生徒の学力、興味関心、進路希望、学習経験その他必要な事項について調査及び分析を行うこと。また、農業教科における実習、課題研究その他の学習活動を通じて培われる資質・能力

について把握するとともに、共通教科との関連性について整理すること。なお、調査にあたっては、生徒一人ひとりの実態の違いを踏まえ、個別最適な学びの実現に向けた課題及び可能性について分析を行うこと。

(3)調査方法

調査にあたっては、少なくとも以下に示す手法を用いて実施すること。なお、これらに加え、本事業の目的達成に資すると考えられる効果的な調査手法又は分析手法がある場合は、積極的に提案し、実施すること。

(ア)教員及び生徒へのヒアリング

受託者は、教員及び生徒へのヒアリングその他必要な方法により、授業及び実習の実態、学習上の課題、進路希望その他教材及び学習支援手法の設計に必要な事項について調査を行うこと。

(イ)学習成果物等の分析

受託者は、生徒のレポート、実習記録、課題研究、発表資料その他の成果物について分析を行い、農業教科において培われる資質・能力と共通教科との関連性について整理すること。

なお、生徒の成果物については個人情報を含むことから、学校と十分協議の上、収集方法及び取扱方法を決定すること。

(ウ)試行的な学習活動(勉強クラブ)

受託者は、教材及び学習支援手法の設計、試作及び改善に必要な知見を収集するため、生徒を対象とした試行的な学習活動(以下「勉強クラブ」という。)を実施すること。

試行的な学習活動にあたっては、生徒への学習支援を通じて、生徒の学習状況、理解度、進路希望、学習上の課題及び特性等を把握するとともに、農業教科と共通教科との関連性について調査及び分析を行うこと。特に、四年制大学進学を希望する生徒への支援を通じて、農業教科における学びと大学進学に必要な学力との関係性、多様な学力層及び進路希望を有する生徒に対する効果的な支援手法等について調査及び分析し、その成果を教材の試作へ反映すること。

また、本事業において試作した教材については、勉強クラブにおいて試行的に活用し、その有効性を検証するとともに、生徒及び教員から得られた意見、利用状況その他必要な知見を踏まえ、その結果を教材及び学習支援手法の設計、試作及び改善に反映すること。

① 勉強クラブの実施

農芸高校においては、対面による試行的な学習活動を週1回以上、かつ1回当たり2時間以上実施すること(長期休業期間中を含む)。

実施時間については、契約後に学校と協議の上決定すること。また、学校施設のみで十分な実施が困難な場合は、オンラインによる学習支援その他効果的な実施方法について提案すること。勉強クラブの実施にあたっては、講師1名当たりの受講生徒数を概ね15名程度とすること。受託者は、対象生徒数及び実施方法を踏まえ、講師数及び運営体制について具体的に提案すること。なお、講師の要件については、「第7 業務実施体制(5)勉強クラブ担当者」を参照すること。

【参考】R8 年 5 月 1 日時点 農芸高校の生徒数

生徒数	3 年生	170 人
	2 年生	196 人
	1 年生	202 人
学級数		15 学級

②オンラインによる学習支援

受託者は、生徒の学習実態及び学習上の課題を把握するため、必要に応じてオンラインによる相談及び質問対応体制を整備すること。

具体的な実施方法及び対応時間については提案すること。

③勉強クラブの周知

受託者は、勉強クラブの参加促進を図るため、ポスター、SNS その他の広報媒体を活用した周知資料を作成し、対象校及び大阪府へ納品すること。ポスターについては各クラス数に応じた部数を作成すること。SNS 用広報資料については、画像、動画、文章その他必要な素材を作成し、学校及び大阪府へ提供すること。なお、SNS への投稿及び運用は学校又は大阪府が行うものとし、受託者は素材の提供を行うものとする。

(4)調査結果の整理

受託者は、調査研究を通じて得られた知見を整理し、農業教科と共通教科との関連性を体系的に整理するとともに、学習システム試作品を含む教材、学習支援手法の設計に必要な基礎資料として取りまとめること。

(5)その他

受託者は、調査研究の実施に当たり、対象校の教育活動に支障を生じさせないよう十分配慮するとともに、学校及び大阪府と協議しながら実施すること。また、資料収集、アンケート、ヒアリングその他の調査については、可能な限り受託者が主体的に実施し、教職員の負担軽減に努めること。なお、生徒及び教職員に関する個人情報その他の情報については、関係法令等を遵守し、適切に管理すること。個人情報の取扱いについては、学校及び大阪府と十分協議し、その指示に従うこと。

Ⅱ教材及び学習支援手法の試作

(1)農業教科と共通教科の学びを関連付ける教材の試作

受託者は、第Ⅰの調査研究の結果を踏まえ、農業教科と共通教科の学びを相互に関連付ける教材の試作を行うこと。教材の試作にあたっては、生徒が農業教科における学びと共通教科における学びとの関連性を理解できる内容とするとともに、農業教科で培われる資質・能力が共通教科の学習にどのように活用できるか、また、共通教科で学んだ内容が農業教科の理解及び発展的な学習にどのようにつながるかを示す内容とすること。教材については、生徒の実態、進路希望及び調査研究の結果を踏まえたものとする。なお、本事業において試作する教材には、学習システム試作品を含むものとし、その作成を必須とする。なお、学習システム試作品に加え、紙媒体教材、動画、画像その他のデジタル教材等、本事業の目的達成に資すると考えられる教材については、積極的に提案し、試作すること。なお、学習システム試作品については、本仕様書『第6 Ⅲ 学習システム試作品の開発』に

定める要件を踏まえた提案とすること。

(2) 監修者を活用した教材及び学習支援手法の試作

受託者は、教材及び学習支援手法の専門性、妥当性及び教育効果を確保するため、教育分野、農業分野その他本事業の実施に必要な分野の監修者を配置すること。監修者は、調査研究、教材及び学習支援手法の設計、試作品の確認並びに成果の整理に継続して参画し、専門的見地から必要な助言及び監修を行うこと。提案にあたっては、監修者について、所属、経歴、専門分野並びに本事業における役割を明示すること。

(3) 試作品の提示

受託者は、令和9年2月末までに学習システム試作品を含む教材の試作品を大阪府及び農芸高校へ提示すること。提示にあたっては、試作品の概要、活用方法、期待される教育効果、課題及び今後の改善の方向性を整理した資料を併せて提出すること。

(4) 教材開発の可能性に関する整理

受託者は、本事業を通じて得られた知見を整理し、農業教科と共通教科を関連付けた教材及び学習支援手法の開発・運用に向けた課題を取りまとめること。また、教材開発に必要な要件、想定される課題、デジタル技術の活用可能性及び他の専門教科と共通教科を関連付けた教材開発の可能性について整理し、大阪府へ報告すること。なお、本事業を通じて得られた知見については、農業高校に限らず、工業系高校、商業系高校その他実業高校への展開可能性も踏まえて整理すること。

Ⅲ 学習システム試作品の開発

学習システム試作品の作成にあたっては、下記の要件を踏まえた提案とすること。また、契約後は、システムの利用方法、安全性、運用方法その他必要な事項について、大阪府と十分に協議を行いながら試作を進めること。なお、本システムは本格運用を前提とするものではなく、農業教科と共通教科を関連付けたデジタル技術を活用した学習支援開発の可能性を検証するためのプロトタイプとして作成するものとする。

(1) 学習範囲

本システムは、高等学校段階の学習内容を中心として、共通教科及び農業教科双方の学習に対応できる構成とすること。また、義務教育段階の基礎的内容から大学進学を見据えた発展的内容まで取り扱うことができる構成とすること。

(2) 個別最適な学習支援機能

受託者は、学校で使用する教科書の内容に沿った学習を基本としつつ、生徒の進路希望や習熟度に応じて、基礎的内容から発展的内容まで柔軟に学習できる学習システムを試作すること。当該システムにおいては、生徒の解答状況、学習履歴、学習時間、到達度その他の学習状況を分析し、生徒一人ひとりに適した学習内容を提示するとともに、次に取り組むべき単元、問題、教材等を推薦し、個別最適な学習経路を提示できる構成とすること。

(3) 学び直し支援機能

生徒の理解が不十分な場合には、自動的に既習内容や基礎的内容まで遡り、必要な学び直しを促す機能(以下「遡り学習」という。)を備えること。「遡り学習」については、単に学年を下げるのではな

く、「どの知識・技能が不足しているか」という観点から、必要最小限の内容に絞って再学習できる構造とすること。必要に応じて、高等学校段階の内容から中学校段階、さらには小学校段階の基礎的内容まで遡ることができる設計とすること。なお、生成 AI のみに依存した単純な構造の遡り学習機能は認めない。

(4) 学力診断機能

農芸高校の生徒は、学力、学習経験及び進路希望が多様であることから、個別最適な学びを実現するためには、生徒一人ひとりの理解状況を高精度に把握することが重要である。このため、本システムは、生徒一人ひとりの学力及び理解状況を推定し、個別最適な学習経路を提示できる構成とすること。そのための手法として、学力診断機能については、項目反応理論(IRT)、コンピュータ適応型テスト(CAT)その他これらと同等以上の教育測定理論に基づく能力推定機能を有すること。なお、単純な正答率、偏差値又は正誤判定のみによる学力診断は認めない。また、生成 AI のみに依存した学力診断機能は認めない。

(5) 共通教科と専門教科をつなぐ学習設計

受託者は、共通教科で学ぶ知識・技能と、専門教科における実践的な学びとの関連性を明示し、生徒が「なぜこの教科を学ぶのか」を実感できる学習設計を行うこと。例えば、数学における比率、関数、統計及びデータ分析の内容については、肥料の配合、収穫量分析、環境制御データの分析等と関連付けること。また、専門教科の学習において課題に直面した際には、必要な共通教科の内容へ柔軟に戻って学習できる双方向の学習導線を設けること。農芸高校の教育課程及び学科の実態に応じ、共通教科と専門教科との関連性を体系的に整理した教科横断的な学習設計を行うこと。また、本機能は本事業における重要な要件の一つであり、第 I の調査研究結果を踏まえた具体的な提案を行うこと。

(6) 生成 AI の利用に関する留意事項

生成 AI を活用する場合は、文部科学省「初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン」その他関係法令及びガイドライン等を踏まえ、適切な安全管理措置を講じること。

第7 業務実施体制

(1) 統括責任者

受託者は、本事業全体を統括する統括責任者を配置すること。統括責任者は、大阪府、農芸高校その他関係者との連絡調整、進捗管理、課題管理その他本事業の円滑な実施に必要な業務を総括すること。また、本事業の遂行を阻害するおそれのある課題及びリスクを適切に把握し、必要な対応策を講じるとともに、課題が発生した場合は速やかに大阪府へ報告し、改善策を提案すること。提案にあたっては、統括責任者の所属、経歴及び本事業における役割を明示すること。

(2) 教材及びシステム試作責任者

受託者は、本事業における教材及び学習システム試作品の設計及び試作を統括する責任者を配置すること。責任者は、調査研究の結果を踏まえ、教材及び学習支援手法並びにシステム試作品の設計及び試作を統括するとともに、品質管理、工程管理その他必要な管理を行うこと。提案にあたって

は、責任者の所属、経歴及び本事業における役割を明示すること。

(3)調査研究コーディネーター

受託者は、農芸高校における調査研究を円滑に実施するため、調査研究コーディネーターを1名以上配置すること。調査研究コーディネーターは、学校との連絡調整を行うとともに、生徒の実態、教育課程、授業内容、実習内容、学習成果物その他教材開発及び学習支援手法の試作に必要な情報の収集及び整理を行うこと。また、教員、生徒、専門人材及び監修者との情報共有を行い、調査研究の成果を教材及び学習支援手法の試作に反映すること。活動日数及び活動時間については大阪府及び農芸高校と協議のうえ決定するものとするが、原則として週1回以上、かつ1回当たり3時間以上活動すること。提案にあたっては、所属、経歴及び本事業における役割を明示すること。

(4)監修者

受託者は、学習支援手法及び教材の専門性、妥当性及び教育効果を確保するため、農業分野と教育分野に専門的知見をもった監修者を配置すること。監修者は、調査研究、教材試作、システム試作品の設計及び成果整理に参画し、専門的見地から必要な助言及び監修を行うこと。提案にあたっては、所属、経歴、専門分野及び本事業における役割を明示すること。

(5)勉強クラブ担当者

受託者は、勉強クラブその他試行的な学習活動を実施する担当者を配置すること。担当者は、生徒への学習支援を行うとともに、生徒の学習状況、理解度、進路希望及び学習上の課題等を把握し、調査研究及び教材試作に必要な知見の収集に努めること。提案にあたっては、所属、経歴及び担当業務を明示すること。また、講師の指導状況、服务态度その他業務遂行上の問題について、大阪府、対象校又は協力校から改善を求められた場合は、必要な改善措置を講じること。なお、調査研究コーディネーター、監修者及び勉強クラブ担当者については、複数の役割を兼ねることを妨げない。

第8 スケジュールと納品物等

(1)想定スケジュール

本事業の想定スケジュールは以下のとおりとする。なお、詳細な実施時期については、大阪府及び農芸高校との協議の上で決定するものとする。

令和8年 10月	・事業開始 ・勉強クラブの生徒周知ポスター、SNS用広報資料納品 ・調査研究の開始 ・勉強クラブの開始
令和8年 12月	・調査研究に関する中間報告
令和9年 2月	・教材試作品(学習システム試作品を含む)の提示
令和9年 3月	・調査研究報告書の提出 ・事業実施報告書の提出 ・教材(学習システム試作品を含む)の納品

	・農業教科と共通教科を関連付けた教材開発の実現可能性に関する検証結果の整理 ・工業系高校、商業系高校への展開可能性に関する提案
--	--

(2)主な納品物等

納品物、成果物等については、定められた期限までに提出すること。特段定めのない納品物の納期等については、別途協議の上、期限を定めるものとする。

主な納品物	期限
本事業全体に関わる事業計画及び業務実施体制表	契約締結後速やかに
第6 I.農業教科と共通教科の関連性に関する調査研究に対する中間報告書	令和8年 12 月
教材試作品(学習システム試作品を含む)	令和9年2月
教材(学習システム試作品を含む) 第6 I.農業教科と共通教科の関連性に関する調査研究に対する報告書 事業実施報告書(KPI 達成状況、成果、課題及び改善点等を含む。) 教材開発及びシステム開発の可能性に関する整理資料(実現可能性、課題、展開可能性等を含む)	令和9年3月

第9 提案を求める事項(評価観点)

企画提案にあたっては、公募要領に記載する審査項目を踏まえ、以下の事項について具体的かつ分かりやすく提案すること。なお、提案にあたっては、本仕様書に示す要件を満たすことを前提とし、受託者の知見、ノウハウ及び創意工夫を活かした独自提案を積極的に示すこと。

下記に記載する事項は提案を求める主な事項であり、受託者は本仕様書に定める全ての業務内容及び要件について、その実施方法、実施体制を含めて提案すること。

(1)運営体制、スケジュール及び実績

- ・本事業を円滑に実施するための運営体制、役割分担及び進捗管理の方法、関係者との連携体制及び進捗管理の方法を具体的に示すこと。
- ・本仕様書に定めた調査を行うための具体的な手法と目的達成のために必要と考える独自提案を示すこと。
- ・本事業に参加する総括責任者、教材開発責任者、コーディネーター、勉強クラブの講師及び専門人材、その他必要な人材について、所属、経歴、専門分野及び担当業務を一覧で示すこと。また、本事業を遂行するために必要な専門性及び実績を有していることがわかるよう記載すること。
- ・事業開始から成果報告までの具体的な実施スケジュールを示すこと。
- ・過去3年以内に実施した類似事業がある場合は、その実績、事業概要及び成果を示すこと。
- ・想定される課題及びリスク並びにその対応方針を整理し、安定的かつ実現可能な運営計画を示すこと。

(2)教材開発に関する提案

- ・本仕様書に示す要件を満たした上で、教育効果の向上につながる独自提案を示すこと。
- ・開発する教材の全体像、主要機能、完成イメージについて、図表等を用いて分かりやすく示すこと。

と。

- ・調査結果を踏まえた教材を開発することを前提としつつ、現時点で想定される農業教科と共通教科との関連付けの考え方や、教材について具体的な提案がなされているか。
- ・学び直し機能や学力診断機能についての考え方について分かりやすく示すこと。
- ・生成 AI 等を活用する場合、どのような目的で使用するかを分かりやすく示すこと。また、利用する生成 AI サービスの名称、提供事業者、基盤モデルの名称、基盤モデルの開発元及びバージョンを記載すること。自社開発又は独自開発の生成 AI を利用する場合においても、他社が開発した基盤モデル又はオープンソースモデルを利用している場合は、その名称、開発元及び利用形態を提案書に明記してください。

(3) 農業教科と共通教科の関連性に関する調査研究

- ・仕様書に示す要件を満たした上で、より効果のある調査につながる独自提案があれば示すこと。
- ・仕様書に書かれた内容の調査について具体的な手法を示すこと。
- ・目的遂行のために仕様書に書かれた以上の調査が必要と考える場合は独自に提案すること。
- ・勉強クラブの実施方法について、実施時間、伴走支援者の体制、講師体制、オンライン支援の方法等を具体的に示すこと。

(4) KPI について

- ・本事業の効果検証を行うため、受託者は、事業目的及び業務内容を踏まえ、具体的な数値目標を伴う KPI(重要業績評価指標)を提案すること。

(5) 見積書及び積算内訳

- ・提案にあたっては、本事業に係る見積書を提出すること。
 - ・見積書については、単に総額を示すのではなく、人件費、教材開発費、専門人材謝金、放課後予備校運営費、システム関連費、旅費その他必要な経費について内訳を明示すること。
- また、積算の考え方及び数量の根拠が分かる資料を添付すること。

第 10 その他(留意事項等)

(1) 誠実な対応

本委託業務の実施にあたっては、大阪府と十分に協議しながら進めること。また、大阪府との連絡調整を密に行い、経過について適宜報告すること。

(2) 苦情等の処理

業務実施で生じたトラブル等については、受託者が責任をもって対応すること。対応にあたっては、府と十分に協議を行うこと。

(3) 法令等の遵守

受託者及び業務従事者は、本契約の履行にあたって、条例、規則、関係法令、各会場となる施設の利用規則等を十分遵守するほか、契約書に記載の事項に従って処理すること。また、法令の遵守のほか、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域経済への配慮等幅広い持続可能性の確保に向けた取り組みを推進するとともに、持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけること。

(4) 受託者及び業務従事者の守秘義務

受託者及び業務従事者は、本契約の履行にあたって知った又は知り得た秘密又は情報を、本契約の期間中はもちろん、契約終了後においても、大阪府及びその他当事者の了解なく他に漏らしてはならない。万一事故が発生した場合には、直ちに大阪府に連絡をするとともに、速やかに必要な調査・報告等を行う等、適切な処理を行うこと。

(5)経費

本委託業務の履行に係る経費は、全て契約金額に含むものとする。なお、契約金を超えて経費が発生した場合は、受託者の負担とする。

(6)第三者との連携

本事業の目的を遂行するために、大阪府の指定する他の事業者と連携する場合がある。その場合、円滑な連携が行えるよう体制等について真摯に検討するとともに、対処すること。

(7)経費関係書類の保存

経費支出等の確認書類(請求書、領収証等)について確実に整理・保管(5年間)し、大阪府からの請求があった場合、速やかに提出すること。

(8)その他

その他、本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合等は、その扱いについて別途協議の上定めることとする。

第 11 知的財産権等の取扱い

(1)権利の帰属等

委託業務の成果物(成果物に使用するため作成したすべてのもの(原稿及び写真、データ等)を含む。)に関する所有権及び著作権(昭和45年法律第48号)(著作権法第 21 条から第 28 条の権利を含む。)については、大阪府に帰属するものとする。また、本事業を通じて生まれた一切の知的財産権については、大阪府に帰属するものとする。

ただし、受託者又は第三者が本事業の実施前から保有する著作物(以下「既存資産」という。)についてはこの限りではなく、その利用範囲については別途整理するものとする。

本事業の受託者(受託者の従業員及び再委託等を行った場合の再委託先等を含む。)は、著作者人格権に基づく権利を行使しないものとする。

大阪府は、本件終了後も、本業務の成果物(成果物に使用するため作成したすべてのもの(原稿及び写真、データ等)を含む。)について、任意に加工・編集を行い、Web や印刷物を通じて、「第2 事業目的」に沿った使用を行えるものとする。

(2)第三者が有する権利等の取扱い

委託業務の実施にあたり、第三者が、肖像権、知的財産権等の権利を有している映像・画像・音楽等を使用する場合は、事前に権利者から使用の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。なお、(1)権利の帰属等に記載する本件終了後の利用についても使用料等が生じないものとする。

(3)権利処理の保証等

受託者は、本委託事業の実施にあたり、第三者の肖像権、知的財産権その他の権利を侵害していないことを保証すること。第三者からの訴えにより、大阪府に損害(使用の差し止めを含む)が生じた場合は、受

託者が損害を賠償すること。

(4)権利侵害時の対応

教材等の利用に関して、第三者との間で著作権その他の権利に関する紛争が生じた場合には、受託者の責任と負担においてこれを解決するものとし、大阪府に損害を及ぼさないこと。

(5)既存資産の取扱い

受託者が既存資産を本事業において利用する場合は、その内容及び範囲を事前に明示し、大阪府の承認を得るものとする。

また、既存資産と本事業により新たに作成又は改修された部分とを明確に区分できるようにすること。

(6)利用範囲

本事業により作成又は提供された教材等については、大阪府が教育目的の範囲において無償で利用、複製、改変及び再配布できるものとする。

(7)再利用及び第三者提供の制限

受託者は、大阪府の書面による事前承諾なく、本事業により作成された教材等の全部又は一部を、第三者に提供し、販売し、貸与し、又は他の自治体等において利用してはならない。

(8)生成 AI の利用に関する留意事項

生成 AI を用いて作成された教材等については、著作権侵害のリスクが生じないように、受託者において適切な確認及び管理を行うものとする。

特に、既存の著作物と類似性が高い内容が生成された場合には、必要に応じて修正又は差替えを行うこと。

(9)その他

知的財産権等の扱いに関し疑義が生じた場合は、別途協議の上、定めるものとする。